明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○地方公務員等共済組合法施行規程等の一部を改正する命令（内閣府・総務・文部科学二）　二
○法務省関係総合特別区域法第二十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・法務三）　八
○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産六）　九

〔省　令〕

○地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（総務五六）　三
○企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　三
○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十七条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令（総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　三五
○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十九条に規定する承認連携支援事業に関する省令（同二）　三
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令の一部を改正する省令（法務二九）　三
○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（外務九）　三四
○国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（財務五二）　三六
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七九）　三九
○医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令の一部を改正する省令（同八〇）　四〇
○医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令の一部を改正する省令（同八一）　四四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同八二）　四七
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料規則の一部を改正する省令（同八三）　五三
○医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令の一部を改正する省令（同八四）　五三
○介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（同八五）　六二
○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（同八六）　七二
○雇用対策法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（同八七）　二六
○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産四六）　二七
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同四七）　二八
○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（同四八）　二八
○農地法施行規則の一部を改正する省令（同四九）　二八
○中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令（経済産業五八）　二九
○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十一条第一項の規定による特許料の軽減の申請手続等に関する省令（同五九）　三三

〔告　示〕

○農林中央金庫法の施行に関し定める件等の一部を改正する告示（金融庁・農林水産四）　三四
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務二三七）　三六
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同二三八）　三六
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同二三九）　三九
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（同二四〇）　三九
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件の一部を改正する件（法務三六〇）　三三〇
○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものの一部を改正する告示（財務・経済産業三）　三四
○文化財を重要文化財に指定する件（文部科学一〇一）　三五
○重要文化財に文化財を追加して指定する件（同一〇二）　四〇
○伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区に選定する件（同一〇三）　四一

（以下次のページへ続く）